

一般競争入札（総合評価方式）公告

次のとおり一般競争入札（総合評価方式）に付します。

令和5年6月30日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構 桜ヶ丘病院

院長 森 典子

1 競争に付する事項

(1) 調達件名

清水さくら病院（仮称）における駐車場運営管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期限（期間）

令和6年12月1日（予定）から8年間

(4) 履行場所独立行政法人地域医療機能推進機構 清水さくら病院（仮称）

静岡県静岡市清水区袖師町2001番（仮）および第2駐車場候補地

(5) 入札方法

第一交渉権者の選定にあたっては、競争性の確保を図りつつ、高い企画力と運営力を備えた事業者を選定するため、一般競争入札（総合評価方式）により当該業務を受託する事業者を選定する。

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額（月額賃借料）を見積もること。
- ② 第一交渉権者の選定にあたっては、「企画提案書」及び「入札書」により、総合的に評価して点数を算出し、合計点数が最も高いものを第一交渉権者とする。
- ③ 第一交渉権者の選定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに値する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の

110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

- ④ 入札関係書類の交付期間は、令和5年7月24日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9：00から17：00までに「機密保持に関する誓約書」（当院のホームページよりダウンロード）、名刺と引き換えに「3 契約条項を示す場所」にて交付する。なお、来院が困難な者については、郵送にて交付を行うので期日に余裕を持って早めに連絡すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するもので、第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (3) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (4) 行政機関が定める税制の履行を適切に行っている者であること。

次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険・健康保険・船員保険・国民年金
- ② 労働者災害補償保険・雇用保険
- ③ その他の法人税等、行政機関が定める税に滞納がないこと。

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの、独立行政法人地域医療機能推進機構契約指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている者等については、競争に参加させないことがある。
- (6) 次の要件をすべて満たしている者であること。
- ① 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」で「A」又は「B」「C」「D」の等級に格付けされ、東海地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格

による))。

- ③ 主要業務が駐車場事業であり、駐車場管理業務の経験を10年以上有すること。
- ④ 直近5年間において、静岡県内の病院で149床以上かつ駐車場台数50台以上の運営実績を有していること。
- ⑤ 24時間365日対応可能な自社運営のコールセンターを有していること。(自グループ内含む)
- ⑥ 個人情報保護の観点から、プライバシーマーク資格を取得していること。
- ⑦ 静岡県内に事業所を有すること。

(7) 参加資格確認のための提出書類

- ① 参加資格確認申請書
- ② 厚生労働相競争参加資格(全省庁統一資格)資格審査結果通知書の写し
- ③ 法人の登記記載事項全部証明書
- ④ 会社概要(法人の定款の写し、パンフレット等)
- ⑤ 保険料納付に係る申立書
- ⑥ 反社会的勢力排除に関する誓約書
- ⑦ 談合等不正行為に関する誓約書
- ⑧ 駐車場実績(任意書式)
- ⑨ プライバシーマーク資格の写し
- ⑩ その他入札説明書に記載する書類

(8) 企画提案書の提出

企画提案書については、仕様書の内容を確認し、A4縦片面20枚以内で作成すること。別紙としてレイアウトA3を添付し各10部を「3 契約条項を示す場所」へ提出すること。

3 契約条項を示す場所

〒424-8601 静岡県静岡市清水区桜が丘町1-3-23

独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院総務企画課(経理)契約係

4 各提出書類日時及び問い合わせ先

- (1) 入札関係書類の交付場所及び申込書等の提出、問い合わせ先
上記3と同じ
- (2) 参加申込書の提出期限
令和5年8月1日(火) 17時00分まで
- (3) 質問の受付及び回答

令和5年7月26日（水）12時00分まで

提出方法：電子メールのみ morikawa-norihiko@sakuragaoka.jcho.go.jp

回答日：令和5年7月31日までに入札説明書受領者全員に回答を送付する。

(4) 企画提案書の提出期限

令和5年8月7日（月）17時00分まで

(5) 入札書提出及び開札日時、場所

令和5年8月16日（水）15時00分

独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院ユーティリティルーム

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金

「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び仕様書に定める参加資格確認書類と企画提案書を、それぞれの受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 選定について

① 事業者の決定は、競争性の確保を図りつつ、安定した駐車場運営を病院利用者へ提供できる事業者を選定するため、総合評価の方法をもって行う。

② 提出された企画提案書等及び入札金額の審査を総合的に評価して点数を算出し、合計点数が最も高いものを第一交渉権者とする。

③ 第一交渉権者となるべきものが2者以上あるときは、評価基準を基に算出される価格点が最も高いものを第一交渉権者とする。価格点が同点の場合は、当該者によるくじ引きにより交渉順位を決定する。

④ 第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) 契約書作成の要否

「要」

(7) 詳細は仕様書による

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
桜ヶ丘病院 院長 森 典子 殿

住 所（所在地）：
氏 名（法人名）：
（代表者名）： 印
電 話 番 号：（ ） —
E-mail : _____

_____（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院における清水さくら病院（仮称）における駐車場運営管理業務委託（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴院の所在地域を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上